

2022 年度
技術協力活用型・新興国市場開拓事業
(研修・専門家派遣事業)
海外研修事業
=案件募集型海外研修 募集要項=

一般財団法人 海外産業人材育成協会

The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable
Partnerships (AOTS)

はじめに

一般財団法人海外産業人材育成協会（The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships、略称 AOTS）は、主に開発途上国の産業人材を対象とした人材育成事業を通じて、民間企業の協力を得て技術協力を推進し、日本と海外諸国相互の経済発展に貢献するとともに、友好関係の増進にも寄与することを目的に活動しております。

AOTS では、国庫補助事業である技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）として、海外から技術者・管理者の訪日等により行う受入研修、研修生の所在する国・地域で行う海外研修、研修生の所在する以外の国・地域で行う第三国型海外研修、現地大学等において講座を開設するとともに受講生のインターンシップも行う寄附講座、開発途上国の企業に対し日本の企業等から専門能力を有する技術者等を派遣等して生産性や品質、経営の改善を図る専門家派遣を実施しております。

この募集要項は、海外研修及び第三国型海外研修のうちの企業・団体等を募って実施する「案件募集型海外研修」の実施希望申込についてご案内するものです。

新型コロナの感染症による状況を踏まえ、対面だけでなく ICT ツール等を活用した遠隔でのオンライン研修にも対応した「案件募集型海外研修」を、多くの企業・団体の皆様にご活用頂ければ幸いです。

2022年7月

一般財団法人 海外産業人材育成協会

目次

1. 概要・・・1 頁
2. 申込方法・・・3 頁
3. 「海外研修実施希望申込書」受理以降の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 頁
4. 「海外研修実施希望申込書」様式（サンプル）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5～7 頁

<お問い合わせ先>

〒120-8534 東京都足立区千住東 1-30-1

一般財団法人 海外産業人材育成協会（AOTS）企業連携部 研修・派遣業務グループ

電 話：03-3888-8221

F A X：03-3888-8428

U R L：<https://www.aots.jp/>

1. 概要

案件募集型海外研修には、以下の3つのプログラムがあります。

- (1) 通常型海外研修 (2) 第三国型海外研修 (3) 第三国型海外研修 (実務研修型)

1) 趣旨、申請者の要件

研修の趣旨
日本政府のODA（政府開発援助）予算からの国庫補助金の適用を受けて、開発途上国での事業展開に必要となる現地拠点の人材育成を進めるため、日本企業がもつ固有技術を移転するための研修を行う企業又は団体を支援します。
申請者の要件
申請者が日本企業の場合
開発途上国への技術移転に取り組む、以下の要件を満たす日本企業等とします。 (a) 日本の法人格を有する企業・団体（日本資本が50%超）であること。 (b) 研修実施・管理及び経費負担能力を有すること。 (c) 研修実施国・地域において、研修の準備と実施を補佐する企業・団体 ^(注1) があること。
申請者が現地日系企業の場合
開発途上国への技術移転に取り組む、以下の要件を満たす現地日系企業等とします。 (a) 日本の法人格を有する企業・団体（日本資本が50%超であること）からの出資が50%超である現地日系法人であること。 (b) 研修実施・管理及び経費負担能力を有すること。 (c) 申請者が研修実施国・地域に所在しない現地日系企業（現地統括会社等）の場合は、研修実施国・地域において、研修の準備と実施を補佐する企業・団体 ^(注1) があること。

2) 研修の要件

プログラムの種類	(1) 通常型海外研修	(2) 第三国型海外研修	(3) 第三国型海外研修 (実務研修型)
実施形態	開発途上国・地域 ^(注2) の研修生に対し、当該国で行う研修	開発途上国・地域（注2）の研修生を、日本を除く研修生の勤務地国以外の第三国に集合させて行う研修	
研修実施国	開発途上国・地域	第三国型研修の場合は、必要に応じて先進国など開発途上国以外の国・地域で実施することも可とします。	
研修分野 ^(注3)	開発途上国の経済発展に必要かつ有用な分野の技術移転であること。		
実施時期	原則として、2023年2月末までに実施するようご計画ください。		

<p>研修期間</p>	<p>原則として、暦日で連続する2日以上30日以下 ※派遣講師の渡航を伴い、入国後待機期間中にオンライン研修を実施しない場合、その間は研修期間になりません。 <以下は(1)通常型海外研修の要件> ※オンラインによる研修の場合は、半日単位で実施すること、研修内容に応じて連続しない日程で実施すること、また実研修日数が20日以内であれば暦日で30日を超えることも可とします。 ※現地講師のみによる対面指導の場合は、連続しない日で実施することも可能。但し、現地講師と研修生に旅費・滞在費が発生しない場合に限りです。</p>	<p>原則として、暦日で連続する5日以上120日以下</p>				
<p>研修生数</p>	<p>原則として、10名以上50名以下 ※申請者が中堅・中小企業^(注4)又は現地日系法人の場合は、5名以上50名以下 ※アフリカを対象とした案件の場合は中堅・中小企業は3名以上50名以下、大企業は5名以上50名以下。</p>	<p>1名以上～上限目安(常勤の職員20名に対し、研修生1名程度の受入れが目安)</p>				
<p>研修生資格</p>	<p>以下の要件を満たす必要があります。 (a) 開発途上国・地域の国籍を有し、かつ当該国・地域に居住・勤務地がある者 (b) 海外の子会社や取引先等、将来のビジネス拡大に向けた潜在的取引先等の企業、団体等に所属している者 <u>※所属企業、団体等は原則として日本以外の非ODA対象国の出資が50%未満であること。</u> (c) 原則として、18歳以上60歳以下の者 (d) 研修内容を理解するに足る言語能力及び経歴を有する者 (e) 軍籍に属さない者</p>					
<p>研修方法</p>	<p>講義を必須とし、必要に応じて演習、実技^(注5)等を組み合わせた集合研修を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="354 1214 1008 1630"> <thead> <tr> <th data-bbox="354 1214 614 1258">(a)対面方式</th> <th data-bbox="614 1214 1008 1258">(b)遠隔研修方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="354 1258 614 1630"> <p>日本等から講師(技術者等)を海外現地法人等に派遣、または現地講師(技術者等)を活用し、研修を実施する。</p> </td> <td data-bbox="614 1258 1008 1630"> <p>日本等にいる講師(技術者等)と海外現地法人等とをインターネットで繋ぎ、デジタルツール活用等により、研修を実施する。 ※参加者が一か所に集合せず個別にインターネットに接続し、オンライン研修を受けることも可能(1)通常型海外研修)。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	(a)対面方式	(b)遠隔研修方式	<p>日本等から講師(技術者等)を海外現地法人等に派遣、または現地講師(技術者等)を活用し、研修を実施する。</p>	<p>日本等にいる講師(技術者等)と海外現地法人等とをインターネットで繋ぎ、デジタルツール活用等により、研修を実施する。 ※参加者が一か所に集合せず個別にインターネットに接続し、オンライン研修を受けることも可能(1)通常型海外研修)。</p>	<p>実務研修(OJT)を中心に、講義、演習、実技^(注5)等を組み合わせた研修を実施する。 対面方式での研修の他、日本等にいる講師が遠隔研修方式で指導することも可能。</p>
(a)対面方式	(b)遠隔研修方式					
<p>日本等から講師(技術者等)を海外現地法人等に派遣、または現地講師(技術者等)を活用し、研修を実施する。</p>	<p>日本等にいる講師(技術者等)と海外現地法人等とをインターネットで繋ぎ、デジタルツール活用等により、研修を実施する。 ※参加者が一か所に集合せず個別にインターネットに接続し、オンライン研修を受けることも可能(1)通常型海外研修)。</p>					
<p>講師</p>	<p>派遣講師</p>	<p>(a)原則として、2名まで補助対象とする。 (b)講師は指導分野に関する実務経験年数が5年以上の者とする。 (c)研修開始日において69歳以下の者 <u>※日本や第三国から遠隔でオンライン研修を行い、研修実施国・地域への渡航を伴わない場合は、(a)、(c)の要件は不問とします。</u></p> <p>講師は研修実施国・地域の現地講師を基本としますが、必要性が認められる場合には日本等から派遣することも可能です。派遣講師の要件は左記と同じです。派遣日数は2日以上30日以内を上限とします。</p>				

現地講師	(a)原則として、2名まで補助対象とする。 (b)講師は指導分野に関する実務経験年数が5年以上の者とする。 (c)派遣講師と共に指導にあたる場合も補助対象とすることができる。	研修内容に応じて現地講師、現場の指導者を配置ください。
<p>・研修実施国の講師（現地講師）のほか、日本や研修実施国以外の国から講師を派遣する場合（派遣講師）のいずれも支援対象とし、要件は上記のとおり。</p> <p>・ただし、日本以外の国の講師（現地講師を含む）の所属先は、申請者との間に資本、技術提携、代理店等の事業活動に係わる関係がある場合に限り、また、現地講師のみでの実施の場合、現地講師の所属先の社員・職員は研修に参加できません。</p> <p>※現地講師や派遣講師がオンライン研修を行う場合も支援対象になります。ただし、現地講師のみでの実施の場合は、上記同様、現地講師の所属先社員・職員は研修に参加できません。</p>		
申請者の経費負担	経費負担の詳細は2) 研修経費 参照	

注 1：申請者は、研修を確実に実施するために、研修の準備及び実施を補佐する企業・団体を「海外協力機関」として要請し、以下の業務を依頼することができる。

(1) 海外協力機関が研修実施国・地域内にあるとき

- ① 研修生の募集、選考への協力
- ② テキスト及び教材の作成、手配
- ③ 現地事務局としての研修実施全般の管理及び運営
- ④ その他研修の準備、実施のために研修実施国・地域で発生する業務

(2) 海外協力機関が第三国にあるとき

- ① 研修生の募集、選考への協力
- ② テキスト及び教材の作成、手配
- ③ 研修実施全般の管理及び運営
- ④ 講師の研修実施国・地域への派遣手配
- ⑤ その他研修の準備、実施に要する業務

注 2：開発途上国・地域とは、開発途上国〔経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）が定める ODA 対象国・地域〕。ただし、中国及び日本政府の ODA 予算により協力をを行うことが認められていない国・地域は除きます。

注 3：研修分野は、兵器武器の製造等明らかに軍事目的に関するものである場合は、利用できません。

注 4：中堅・中小企業とは、中堅企業は資本金 10 億円未満の企業で、中小企業は中小企業基本法に規定されている通りです。ただし、資本金又は出資金が 10 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有される事業者は中堅・中小企業としません。

注 5：演習とは、研修生が小集団に分かれ与えられた課題を討論する研修又は課題の解決に取り組む研修。実技とは、実際の機械・装置あるいは訓練用機器等を用いて行う研修。第三国からの研修生に工場実務研修（OJT）をさせる場合は、研修実施国で労働許可証等が必要になる場合がございますので、事前にイミグレーション等にご確認願います。

3) 補助対象経費

本研修の実施に当たり、AOTS 規程に基づき ODA 資金による国庫補助金が適用されます。

補助対象経費
①講師謝金 ②通訳謝金 ③講師通訳等旅費※1（渡航費、日当、宿泊費、及び管理員の事前調整・コース実施運営のための出張の渡航費、日当、宿泊費）④工場視察費 ⑤研修施設借上費 ⑥教材費 ⑦研修生関係費（渡航費、日当、宿泊費）⑧資料機器輸送費 ⑨現地運営関係費（海外協力機関への研修協力謝金等※2）⑩機材調達・環境整備費 ⑪遠隔指導導入支援費（オンラインのみ） ⑫資機材費 ※1 講師が現地に渡航し、待機期間中にオンライン研修を実施しない場合は、補助対象外となる場合があります。 ※2 日本の法人格を有する企業・団体（日本本社等）が海外協力機関の場合は、補助対象外となります。 <u>※3 第三国型海外研修（実務研修）の場合は、通常型海外研修、第三国型海外研修と異なる基準（経費上限等）が一部ありますので、担当までご確認ください。</u>
補助及び経費負担
補助対象経費として認められる海外研修実施費（精算額）の3分の2に国庫補助金が適用されます。申請者には海外研修実施費（精算額）の3分の1に加え、付帯する事務経費相当額として海外研修実施費（精算額）の11%をご負担いただきます。 (例) 補助対象となる海外研修実施費（精算額）が150万円（補助額100万円=150万円×2/3）の場合、申請者のご負担額は、計66.5万円になります。 $(150 \text{万円} \times 1/3) + (150 \text{万円} \times 11\%) = 50 \text{万円} + 16.5 \text{万円} = \underline{66.5 \text{万円}}$

2. 申込方法

募集期間
常時募集しております。 ※予算の執行状況によっては、途中で募集終了となる場合もございます。
申込方法
まずは、お電話、またはE-mailにて検討されている研修の概要（対象国、研修対象者の属性、研修内容、研修期間等）をご連絡ください。概要をお伺いした後、お申し込みのための書類の準備、段取りなどについてご案内致します。 お申し込みのための書類と手続きについては、「3. 申込みから実施、精算までの流れ」をご参照ください。
提出先
一般財団法人 海外産業人材育成協会 企業連携部 研修・派遣業務グループ 〒120-8534 東京都足立区千住東 1-30-1 TEL: 03-3888-8221 FAX: 03-3888-8428 E-mail: kigyoinquiry-az@aots.jp

※AOTSの個人情報保護方針について: 詳細は当協会ホームページ(<https://www.aots.jp/privacy-policy/>)に公開しています。本文書にご記入の個人情報は、当協会の個人情報保護方針に基づき、安全に管理し保護の徹底に努めます。また、海外研修に係る事務手続き並びに当協会からの各種ご案内等に使用します。

3. 申込から実施、精算までの流れ

仮申込み
「海外研修実施希望申込書」を提出し、仮申込みを行なってください。 AOTS 内部でお申込み内容を確認し、審査対象となる場合、本申込み書類作成の連絡をします。
本申込み書類の提出
仮申込み受理の連絡を受けた後、「海外研修実施申請書」(AOTS 書式)を、提出してください。 【提出書類】 海外研修実施申請書 一式 海外研修実施申請書、申告書、海外研修実施計画の概要、講師／管理員／通訳略歴書、 実施予算概算、日程案、個人情報の取り扱いについて 【添付書類】 (Ⅰ) 財務諸表 (決算書) (写) (Ⅱ) 株主名簿等、出資者と出資比率を記載した書類 (写) (Ⅲ) 会社案内 ※ (Ⅳ) 登記簿謄本 (写) 又は営業ライセンス等※ ※(Ⅲ) (Ⅳ)は、初めて本制度を利用する場合の申請者にご提出頂きます。
審査
(1) 申込内容について、審査委員会に諮ります。 なお、評価基準は、以下の通りです。 ・ ODA による日本式の技術移転を担う研修としての妥当性 ・ 研修実施国又は対象国 ・ 研修の必要性 ・ 研修目的・目標の明確性 ・ 研修内容・方法の妥当性 (2) 審査委員会の承認後、承認通知書を送付します。
海外研修の実施に向けての準備・調整
● 講師・通訳及び研修会場の手配 ● 研修生募集、選考、選考後に研修生名簿を提出 ● 教材・器材の準備 ● 現地やオンラインにおける研修実施体制の確認等
海外研修の実施
承認を受けた内容を AOTS の基準に則って実施
海外研修完了報告及び精算払請求書と支払い
研修終了後 1 ヶ月以内に海外研修完了報告及び精算払請求書を提出して頂きます。 精算払請求書受領後、提出書類を精査の上、AOTS より補助対象経費をお支払いします。

海外研修実施希望申込書様式（サンプル）

本様式はAOTSホームページからダウンロードしてください。
サンプルは日本の法人格を有する企業・団体用の申込書になります。

【技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）】

一般財団法人 海外産業人材育成協会
理事長 殿

2021年4月1日

海外研修実施希望申込書

申請者	法人名	株式会社AOTS
	(英語名)	AOTS Co., Ltd.
	住所	〒120-8534 東京都足立区千住東1-30-1
	代表者役職名	代表取締役
	代表者氏名	田中 太郎
事務担当者	部課名	製造本部 製造第1課 課長
	氏名	山田 二郎
	連絡先	TEL: 03-xxxx-xxxx FAX: 03-xxxx-xxxx E-mail: yamada@aots.co.jp

<p>1. 研修実施国・都市 実施国・都市名: (和) インドネシア・ジャカルタ 参加予定者数: 20名 (英) Indonesia, Jakarta 都市選定理由:</p>
<p>2. 研修コース名 (和): 現場リーダーのための5Sの基本と生産管理研修 (英): 5S and Production Management Training for Leaders at a Manufacutruing Site</p>
<p>3. 研修内容^(注1) (海外研修日程案:別添1)</p>
<p>4. 役務許可該非判定^(注2) <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 ※該当の場合は、経済産業大臣の許可書(写)をご提出ください。</p>
<p>5. 研修実施の理由・目的及び研修の目標 理由・目的^(注3): 目標^(注4):</p>

6. 研修時期及び実研修日数(休日を除く日数):	2021年8月	(8日間)
7. 海外研修実施予算概算:	1,000円	
8. 研修生募集方法及び選考基準	募集方法: 推薦 選考基準(職務内容、職位、実務経験年数等):	
9. 研修講師	研修講師数: 1名 講義言語: 英語 通訳の有無: あり 通訳言語: 英語 ⇄ インドネシア語	
10. 海外協力機関	機関名: Kaigai Kenshu Inc. 貴機関との関係: 例) 子会社、取引先、販売代理店等	
11. 相手国公的機関等の要請	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 要請元: 貴機関との関係:	
12. 別添提出書類(チェック <input checked="" type="checkbox"/> してください。)	<input checked="" type="checkbox"/> 海外研修日程案(別添1)	

(注1) 専門分野別に列挙し、一つの専門分野に複数の講師を必要とする場合はその理由をご入力ください。

(注2) 研修生に提供する技術が法律に抵触しないかどうか、事前にご確認ください。研修を行う際に使用する設備や技術が「外国為替及び外国貿易法」第25条(役務取引等)の規程により、経済産業大臣の許可が必要な場合があります。規制される技術は「外国為替令」第17条に列記されているもので、経済産業大臣の許可を要する貨物の設計、製造、使用の技術が対象になります。輸出にあたって経済産業大臣の許可が必要でない貨物の設計、製造、使用の技術についても、その提供には許可を要する場合があります。社内にコンプライアンスプログラム(C/P)が整備されている場合は、研修技術が役務許可の非該当であることを担当部にご確認ください。該当、非該当が不明な場合は、下記にお問合せください。

【確認先】
 経済産業省 貿易経済協力局 安全保障貿易審査課
 TEL:03-3501-2801
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>
 または一般財団法人 安全保障貿易情報センター(CISTEC)
 TEL:03-3593-1148(相談は内容によって有料)
<https://www.cistec.or.jp>

(注3) 現地からどのような要請があり、現地にどのようなニーズがあり、それにどう応えるのか等、本制度への申請経緯について具体的にご入力ください。

(注4) 研修実施により目指す達成目標を具体的にご入力ください。

※ AOTSの個人情報保護方針について: 詳細は当協会ホームページに公開しています。本文書にご入力の個人情報は、当協会の個人情報保護方針に基づき、安全に管理し保護の徹底に努めます。また、海外研修に係る事務手続き並びに当協会からの各種ご案内等に使用します。
<https://www.aots.jp/privacy-policy/>

海外研修日程案 (例)

【技術協力活用型・新興国市場開拓事業 (研修・専門家派遣事業)】

テーマ「現場改善」

日付	午前 (9:00-12:00)	担当時間 講師	午後 (13:00-16:00)	担当時間 講師
10月27日 (火)	開講式 (9:00-9:30) オンライン講義 : (9:30-12:00) 日本の生産経営と 現場改善 (1)	派遣講師 A 2.5 hrs	オンライン講義 : (13:00-14:30) 日本の生産経営と 現場改善 (2) 演習 : (14:30-16:00) 組立工程における 作業分析演習	派遣講師 A 1.5 hrs 現地講師 C 1.5 hrs
10月28日 (水)	講義 : 標準作業と標準時間	派遣講師 B 3 hrs	講義 : (13:00-14:30) 動作分析の方法について 演習 : (14:30-16:00) 動作改善と作業改善	派遣講師 B 3 hrs
10月29日 (木)	講義 : ラインバランスの改善と 生産性について	派遣講師 B 3 hrs	講義 : (13:00-14:00) 生産性メソッド総論 演習 : (14:00-16:00) グループ発表 閉講式 (16:00-16:30)	派遣講師 B 1 hr 派遣講師 B 現地講師 C 2 hrs